

東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

1. 経緯及び目的

県では、未曾有の大災害となった東日本大震災における災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災一宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証一」を平成27年3月に発行した。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめた。東日本大震災で多く聞かれた「想定外」を繰り返さないためには、得られた教訓を今後の防災対策に着実に生かしていく必要がある。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助とするとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとした。

2. 防災対策の状況

教訓を踏まえた防災対策については、記録誌の46の教訓に対し、県、市町村、消防本部、ライフラインなどの防災関係機関が平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を取りまとめ、資料8「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」のとおり、教訓ごとに整理した。

なお、平成29年度取りまとめ以降に実施した主な防災対策（資料8下線部）を以下のとおり13の分野ごとに取りまとめた。

(1) 防災体制（教訓NO.1～10）

県では、圏域防災拠点（4カ所）の防災倉庫の設置が完了し、防災資機材の整備を進めている。また、共助の取組み強化を図るため、自主防災組織の優良事例などを広める防災フォーラムや出前講座を新設し、宮城県防災指導員の意見交換会を新たに実施した。

各機関において、災害対応マニュアル等の見直し、施設復旧や情報収集に関する協定の締結、防災士の資格取得等に関する補助などが継続的に進められている。

今後、市町村や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた防災体制の強化を進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・ 共助の取組等を紹介する出前講座の新設（県）
- ・ みやぎ防災フォーラムの実施（県）
- ・ 宮城県防災指導員フォローアップ講習を3コースに拡充（県）
- ・ 宮城県防災指導員意見交換会の実施（県）
- ・ 職員災害対応（行動）マニュアル等の変更（多賀城市）
- ・ 災害時における無人航空機（ドローン）による情報収集等に関する協定の締結（七ヶ浜町）
- ・ 消防団員の装備品の整備〔防火衣〕（利府町）
- ・ 防災士講座・試験・登録料に対する補助（大河原町）
- ・ 職員の防災士資格取得（岩沼市）
- ・ 施設復旧等に関する協定の締結（山元町）
- ・ 災害時における消防用水等の確保に関する協定の締結（富谷市、大和町、大郷町、大衡村、美里町、黒川地域消防）
- ・ 緊急消防援助隊受援計画の変更（仙台市消防、塩釜地区消防）

他

(2) 国・地方公共団体等との連携・支援（教訓NO.11～13）

仙台市では、東日本大震災での経験と教訓等を踏まえ、平成30年3月に災害時受援計画・応援計画が策定された。各機関においても、災害時における消防用水の確保などの

協定の締結等が進められている。引き続き、協定締結先が参加する防災訓練の実施、対応マニュアルの整備など、実効性を高める更なる取組みを進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・災害時受援計画・応援計画の策定（仙台市）
- ・【再掲】災害時における消防用水等の確保に関する協定（富谷市、大和町、大郷町、大衡村、美里町、黒川地域消防）
- ・災害時におけるEV車を活用した非常用電源の供給等に関する協定の締結（石巻市）
- ・災害時における地図製品等の供給に関する協定の締結（涌谷町）
- ・緊急消防援助隊の増隊（大崎地域消防）
- ・緊急消防援助隊資機材の整備〔タープ等〕（名取市消防）
- ・福島県警戒区域等における大規模火災に対する派遣計画の策定（石巻地区消防）

他

（３）物資供給・燃料確保（教訓 NO. 14～16）

平成 29 年度取りまとめのとおり。

（４）救助活動（教訓 NO. 17～20）

各市町村や消防本部では、消防職員や消防団に対する津波浸水域内での活動を想定した資機材等の整備に継続的に取り組んでいる。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲】消防団員の装備品の整備〔防火衣〕（利府町）

他

（５）避難体制（教訓 NO. 21～24）

各機関において、住民へ確実に防災情報が届くよう、多様な情報伝達手段の整備が進められている。

今後も、復興まちづくりの進捗状況等を踏まえた避難体制の更なる強化を進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・宮城県防災指導員フォローアップ講習〔防災マップ作成コース〕の新設（県）
- ・保育および教育関連施設への情報伝達手段の整備（大崎市）
- ・新型受信機の更新（大衡村）
- ・津波監視カメラの設置（岩沼市）
- ・津波避難計画の変更（多賀城市）
- ・津波ハザードマップ等の作成（多賀城市）
- ・長町駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の設置・対応指針の策定（仙台市）
- ・泉中央駅周辺帰宅困難者対応訓練の実施（仙台市）

他

（６）避難所、被災者支援（教訓 NO. 25～30）

県では、防災指導員のフォローアップ講習に、避難所運営マニュアル作成コースを新設した。また、各市町村においても、避難所運営を行う防災リーダーの養成や自主防災組織への支援等、継続的に地域の防災体制の強化が進められている。

<新規（及び拡充）事業>

- ・宮城県防災指導員フォローアップ講習〔避難所運営マニュアル作成コース〕の新設（県）
- ・【再掲】防災士講座・試験・登録料に対する補助（大河原町）
- ・【再掲】職員の防災士資格取得（岩沼市）

他

（７）災害時要援護者^{（注）}（教訓 NO. 31～34）

県では、宮城県防災指導員フォローアップ講習にて、避難行動要支援者支援体制づくりコースを新設した。岩沼市では、避難行動要支援者の定義や避難行動要支援者名簿の

提供から支援者による個別計画策定案の方針等を盛り込んだ避難行動要支援者に係る全体計画の策定を進めているなど、市町村での要配慮者の具体的な支援体制の構築が着実に進められており、今後も取組みが進むよう、必要な支援を行っていく。

(注)「災害時要援護者」は、「要配慮者」のこと。

記録誌作成当時は、「災害時要援護者」の用語を使用した。

<新規（及び拡充）事業>

- ・宮城県防災指導員フォローアップ講習〔避難行動要支援者支援体制づくりコース〕の新設（県）
- ・避難行動要支援者避難支援計画全体計画の策定（岩沼市）
- ・【再掲】保育および教育関連施設への情報伝達手段の整備（大崎市）
- ・【再掲】新型受信機の更新（大衡村）
- ・【再掲】津波監視カメラの設置（岩沼市）
- ・福祉避難所、要配慮者の受入等に関する協定の締結（村田町）

他

(8) 保健医療（教訓 NO. 35～37）

平成 29 年度とりまとめのとおり。

(9) ボランティア（教訓 NO. 38～39）

平成 29 年度取りまとめのとおり。

(10) 災害廃棄物・有害物質の処理（教訓 NO. 40～41）

平成 29 年度取りまとめのとおり。

(11) 復旧・復興（教訓 NO. 42～43）

県では、津波により被災した 1 2 土地改良区について、施設管理計画や財務管理計画等の作成指導及び支援のために、専門知識等を有する職員を被災土地改良区に派遣する、業務運営体制支援を開始。

県及び市町村において、被災者等の状況や要望等を踏まえた独自の支援制度を設けるなどの対応を行っており、今後も被災者や地域の実情に応じたきめ細やかな支援について、検討を行っていくことが必要である。

<新規（及び拡充）事業>

- ・被災土地改良区の業務運営体制の支援（県）

他

(12) 法整備と運用（教訓 NO. 44）

平成 29 年度取りまとめのとおり。

(13) 防災教育、教訓の伝承（教訓 NO. 45～46）

各市町村において、防災教育の充実や、伝承施設の整備、フォーラムの開催等、災害の教訓や記憶の伝承に取り組まれている。

今後も、過去の災害の教訓も含め本震災の教訓を根付かせていくため、定期的に震災の記憶を伝承する機会を設け、防災意識の醸成に取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・学校安全総合支援事業の実施（石巻市）
- ・防災学習もできる震災記憶伝承施設の整備（塩竈市）
- ・防災フォーラムの開催（亘理町）

他